

事業者が詳細設計および工事施工に関して提出する書類

事業者は、契約に先立って詳細設計を行い、施工計画書として、以下の書類を当組合に提出する。なお、提出方法等の詳細については別途協議の上定める。詳細設計にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」を共通仕様書とし、当組合との協議により、経済性合理性が高い等の理由から、合意に至った特記仕様書は共通仕様書より優先する。

〈工事施工前〉

1 工事費内訳書

工事費内訳書は、見積り等に関する注意点（別添資料5）をもとに作成すること。

2 施工図

（1）共通

図面リスト、共通特記仕様書、敷地配置図、付近見取図、仮設計画図、その他必要な図面

（2）空調関係図

特記仕様書、機器表、各階平面図、冷媒配管図、撤去図、その他必要な図面

（3）電気関係図

特記仕様書、各階平面図、撤去図、照明姿図、その他必要な図面

（4）建築関係図

特記仕様書、各階平面図、立面図、その他必要な図面

（5）その他

- ・ 特記仕様書は、共通仕様書と異なる仕様を採用する場合に提出すること。
- ・ （1）～（4）の図面はあくまでも目安であり、監督員の了承を得たうえで、内容を変更してもかまわない。
- ・ 図面はCADデータも提出すること。

3 施工計画書

（1）工事概要

- (2) 工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 総合仮設計画
- (5) 設備リスト
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 環境対策
- (12) その他

4 その他

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 施工体制台帳の写し¹
- (4) その他、当組合が要求する資料

〈工事完成時〉

1 完成図書

完成図書は計2部提出すること。工事写真は、見積り等に関する注意点（別添資料5）をもとに作成すること。

- (1) 竣工図
- (2) 工事工程表
- (3) 出荷証明書
- (4) 納入仕様書
- (5) 導入機器等の価格表（カタログ、定価表等）
- (6) 試験成績書、保証書
- (7) 機器取扱説明書
- (8) 工事写真台帳
- (9) 自主検査点検簿
- (10) その他、完成図書として当組合が要求する資料
- (11) 上記の電子データを収めた電子媒体（DVD-R）

2 工事費内訳書

¹ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項の規定に該当する場合にのみ提出するものとする。

工事費内訳書は、見積り等に関する注意点（別添資料5）をもとに作成すること。

3 緊急時の対応に関する資料

施工後の設備維持管理のために、連絡体制表や緊急時の対応マニュアルを作成し、当組合に提出すること。

4 その他

- (1) 工事完成届
- (2) 領収書
- (3) その他、当組合が要求する資料